秋田県立博物館研究報告第40号　100～92ページ　2015年３月

守屋家資料の整理
―秋田県立博物館友の会 古文書整理ボランティアの発足と共に―

畑中康博*

はじめに

守屋家は、出羽国平鹿郡八沢木村（現横手市大森町八沢木）にある波宇志別神社の別当を勤めた家である。波宇志別神社の創建は古く、天平宝字元年（七五七）と伝わる。江戸時代、波宇志別神社がある保呂羽山は秋田藩・亀田藩・旗本生駒氏領の藩境に位置していたことから、長年にわたり藩境争論が起きたことで知られている。[1]

波宇志別神社の別当は大友家・守屋家・遠藤家（佐々木家）・極楽寺が勤め、秋田藩は大友家と守屋家を、亀田藩は遠藤家（佐々木家）を、生駒氏は極楽寺をそれぞれ任じていた。一つの神社に四家の別当がいることで、祭祀や神殿内の席次を巡る争いがあったことも報告されている。[2]ここから、藩境に位置する波宇志別神社は、領域のみならず別当職までもが、近世の政治支配分断の影響を受けていたといえる。

秋田藩において波宇志別神社は、正徳四年（一七一四）国社として藩内第一に位置づけられ、大友・守屋両家は社家大頭役として領内社家の統率に当たる役に任じられた。

守屋家資料は、昭和四十八年（一九七三）から五十年にかけて、末裔の守屋忠勝氏から秋田県立博物館に寄贈された文書群である。同家資料のうち、冊子形態の資料や絵図は早くから整理が進められ、昭和五十六年（一九八一）に『秋田県立博物館収蔵資料目録-歴史Ⅱ』が刊行された。[3]

しかし、守屋家資料には、書状類を中心に少なく見積もって二千点以上の未整理資料があり、この整理・目録化・公開が課題になっていた。

本館では、平成二十三年度から博物館教室「古文書大學校」を開講し、くずし字解読能力を持つ人を対象に、古文書整理の技術を習得させる取り組みを行ってきた。そして今年度「秋田県立博物館友の会」のワーキング・グループの一つとして「古文書整理ボランティア」が発足し、月二回ペースで整理作業を行った。

本稿は、博物館教室「古文書大學校」の開催や「古文書整理ボランティア」発足による守屋家資料の整理作業を紹介すると共に、この活動を通して浮かび上がった歴史像や問題点を述べるものである。

1　資料群の概観

まず単純に『秋田県立博物館収蔵資料目録-歴史Ⅱ』に収録されている一九四一点の資料のうち、年代が明記されている資料一二三三点分をグラフ化してみよう。〈グラフ1〉

資料の年代に着目すると、最も年代の古いものは元和四年（一六一八）であり、江戸時代以前の古文書、すなわち中世文書はない。

実は波宇志別神社の創建を巡って、別当を勤めた大友家と守屋家の間で話の隔たりがある。[4]享保七年（一七二二）の大友家の由緒によると「我が家の元祖大友右衛門藤原由親より千年にわたって代々保呂羽山の神主守護にして」とあり、波宇志別神社を創建したのは大友家で

*秋田県立博物館

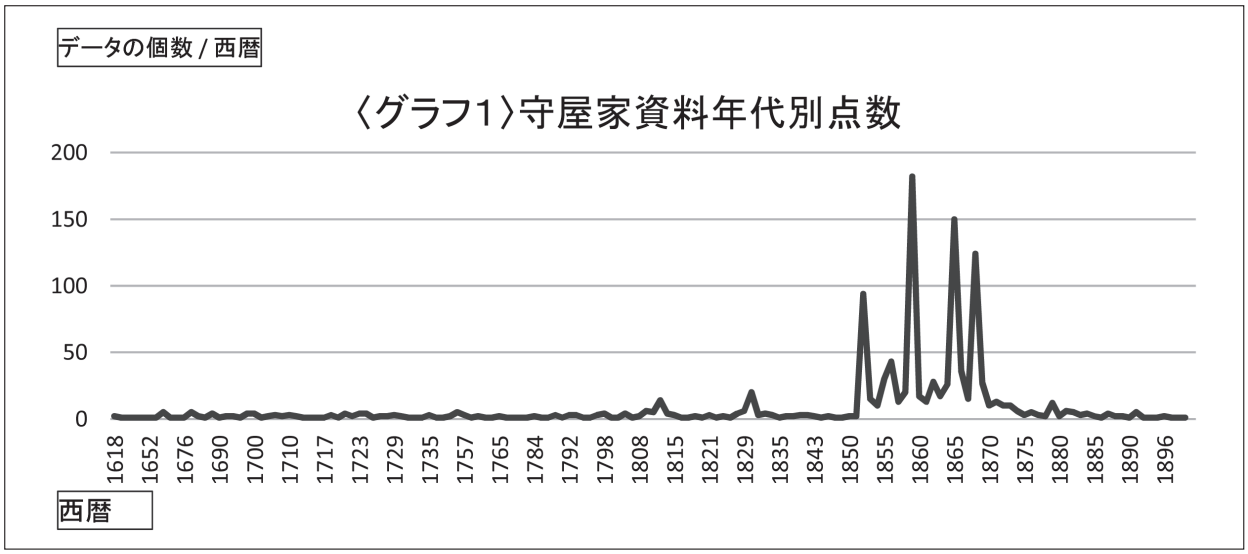

あったという。続いて由緒では、江戸時代の初期、秋田藩主として佐竹氏が入部した時、大友家の当主が幼少であたため、神楽役を勤めていた守屋家が藩主に認められ、以来同社は両神主制になったとある。

一方、守屋家の由緒では「天平宝字元年郷氏十人合意、宮殿一宇建立し、十人殿原と称し神事祭式を定めた」とあり、西暦七五七年に守屋家が波宇志別神社を創建したとある。郷土史研究の中には、由緒の記載内容を比較し、大友・守屋双方の系譜を検証したものがある。[5] しかし守屋家について言えば、同家資料に中世文書は無いことから、由緒は由緒として考えなくてはならない。

続いて、量的な面に着目してみよう。元和四年（一六一八）から嘉永三年（一八五〇）まで年度ごとに何点あるかを数えると、最も多い年で二〇点しかない。だが、幕末期になると飛躍的に点数が増える。嘉永五年（一八五二）資料点数は突然九四点となり、安政六年（一八五九）には一八二点となる。ここから、守屋家資料は、家の古さと相反し、幕末期を中心とした資料群であると特徴づけることができる。もっとも、この原因は、守屋家の屋敷が嘉永六年（一八五三）に火災になったことにあるかもしれない。

さて、本節冒頭で筆者が「単純に」と述べたのは、資料の出所を加味せずに考えたからである。『秋田県立博物館収蔵資料目録－歴史Ⅱ』の構成を見ると、土地（検地・年貢・入会・村費・新田開発・土地売買・指紙）、経済（産業・商業・交通・借用証文）、政治（令達・訴訟・公日記・一揆・戸籍）、生活（私日記・年中行事・諸道具・町運営・万覚帳）、文化（芸術・宗教・教育・書籍）、絵図、書状、その他（系図・郡村誌・地誌・短冊）の八項目から成り立っている。

このうち絵図の項目にある資料に着目すると、元文六年「御境目方御用日記」（秋田県立博物館資料番号 357-1155 以下資料番号のみとする）、享保八年「秋田居城六月土居崩につき老中差出控」（357-3099）、元禄十六年「出羽国秋田領大館城絵図」（357-6017）等のように、守屋家で作成されたとは考えにくいものが多数目につく。これらは、守屋家というより秋田藩庁内部で作成されたと考えた方が筋が通る。いかに社家大頭を勤めた家とはいえ、城の絵図面や幕府老中に土塁の修復を申し出る書状の控を作成し、伝存したとは到底考えられない。この類いの資料が『秋田県立博物館収蔵資料目録－歴史Ⅱ』に四二三点、そのうち年代が判明するものが一七五点ある。そこで、このような守屋家以外で作成されたと考えられる資料を除外し、守屋家で作成・受取・伝存されたと思われる資料のうち年代が特定できる一〇五八点に絞り、年代別にグラフ化してみよう。〈グラフ2〉すると、幕末期中心という資料群の特色がより一層顕著に現れる。

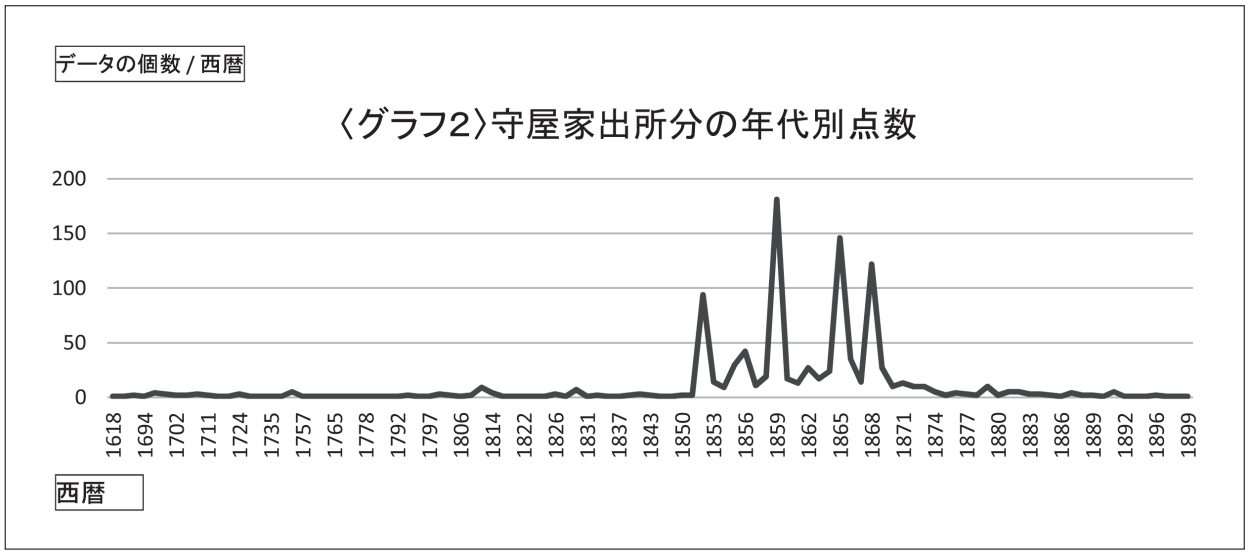

では、守屋家で伝存されてきた資料群に、いつの時点で藩庁の資料群が混ざったのか。

この問いに対する答えは、現在のところ見つかっていない。

残念なことに『秋田県立博物館収蔵資料目録-歴史Ⅱ』は、資料の内容若しくは形態による分類で構成されたため、どの資料とどの資料が一緒になって伝存されてきたのかがわからない。

一般に資料が古文書として家に伝わる場合、資料単体で残されるのではなく、所蔵者の取捨選択の意図により、群となって残されるのが常である。

目録の絵図の項目にある文政十三年「出羽秋田城下絵図」(357-6010)と文化十年「保呂羽山社内図面」(357-6084)を例にとって考えてみよう。これらの資料がどこで作成されたかを考えると、前者は秋田藩庁、後者は守屋家と考えるのが妥当である。では「出羽秋田城下絵図」が藩庁でどの資料と共に保管され、そしていつの時点で何の資料と共に守屋家に移されたのか、目録から読み取ることはできない。また後者の資料についても、目録からは、他のどのような資料と共に伝存されてきたのかを知ることができない。

ここから、守屋家資料は、その一部分が『秋田県立博物館収蔵資料目録-歴史Ⅱ』として目録化されているとはいえ、出所の異なる資料群がいかにして誕生し、どのように伝存されてきたのかを知ることが著しく困難な資料群であるといえる。

2　古文書整理の原則と方法

この問題を解明するには、大量の未整理資料を整理し目録化する必要がある。守屋家資料の全貌が明らかになったとき、出所の異なる資料群が形成された経緯も判明する可能性が大きい。だが膨大な未整理資料の整理に取り組むには、本館歴史部門の学芸職員だけでは不十分である。

目を転じて全国各地の歴史資料保存利用機関に向けてみると、北海道立文書館や兵庫県立歴史博物館といった県立レベルの施設から、府中の森郷土博物館といった市立レベルの施設まで、古文書解読の技能を持った人材を集め、古文書整理のボランティアを組織し活動することで未整理資料の問題を解決している施設が多いことに気づく。また、県内においても大仙市総務部総務課が古文書ボランティアを組織し、市民が市内の未整理資料を整理する取り組みを行っている。

実は本館においても約二十年に渡り「秋田県立博物館友の会 植物標本ボランティア」が未整理の植物標本を整理する活動を行っており、ボランティアによる資料の整理活動には相当な実績を積んでいる。従って、古文書を整理するためのボランティア作りを行うといっても、

ゼロから組織づくりを行う必要はなく、植物標本ボランティアに準じる形を採ればよいのである。

また本館では、くずし字解読の初歩から教える博物館教室を開いており、古文書を整理する人材の予備軍を排出している。また秋田市内のみならず県下の随所に、古文書を読むことを趣味としている数多の人がいる。くずし解読能力を持つ人を集め、古文書整理の技法を習得させ、整理の過程で見えてくる新たな歴史像発見の喜びを共有することができれば、守屋家未整理資料の整理作業は飛躍的に進む。また、古文書を学習教材とすることで博物館の生涯学習機関としての役割を果たすことができると考えた筆者は、古文書整理の技法を習得させることを目的とした「博物館教室　古文書大學校」を平成二十三年度から開講した。教室は、午前十時から午後四時まで、教材は未整理の守屋家資料を使用した。

整理作業に当たり、最初に受講者に確認したのは「出所の原則」「原秩序尊重の原則」「平等取扱いの原則」「原形保存の原則」の四つである。

まず「出所の原則」であるが、これは、ある家の文書と他の家の文書を混ぜ合わせてはいけないというものである。これは資料整理の最も基本的な原則である。

次の「原秩序尊重の原則」とは、ある文書群が実際に現用文書として使われていた時の原秩序を可能な限り尊重して整理するというものである。未整理の守屋家資料は、木箱に束になって入っている。資料を整理するということは、その束を崩すことになるわけだが、古文書のナンバリングをしっかり行えば、守屋家で保存されていた時の配列を完璧に復元することができる。従って、解読・整理作業に入るためのナンバリングは、慎重に行った。

「平等取り扱いの原則」とは、文書群の中から、整理しやすいもの、内容の面白そうなものだけをピックアップしないということである。基本的に全ての古文書には同等の価値がある。「原秩序尊重の原則」もあることから、受講者には古文書を手渡す際には、保存されていた順に渡した。

最後の「原形保存の原則」とは、袋や包紙などによる一括状況を記録したり、包が未開封である場合には、未開封であることを記録するなど、文書の原形を保存し、もしくは記録にとどめておくというものである。原形保存ということでは、折り目もそれ自体大切な情報であり、消さないようにするのを原則とした。

これらの原則を確認した上で「古文書大學校」受講者の資料整理が始まるのであるが、受講者は資料を手にすると、資料番号・資料名・作成年代・作成差出・受取・資料形状・帳数・資料内容・備考の欄からなるデータシートに記入していく。各欄に記載する留意事項を次に記す。

① 資料番号　資料の束の配列が復元できるように枝番をつける。紐・紙縒り・包紙・封筒・袋など一括材で一括された資料小群は、原則として小群内の各資料に対し「-」（ハイフン）で番号をつないでいく枝番号を用いる。

守屋家資料は、木箱に小分けされて収蔵庫に保管されている。まずは、木箱にアルファベットの記号を与える。

ある木箱をCとしよう。木箱Cには多数の資料が入っている封筒が五つあったとする。ここでそれぞれの封筒に上から順にC-1からC-5と番号をつける。

C-1の封筒を開けると、書状の束が五つ入っていた。この場合、C-1の封筒に更に枝番号をつけ、C-1-1とし、封筒の中の書状にはC-1-2からC-1-6の番号を与える。こうすることで、Cの箱の一番上にあった一番上の封筒の様子がわかるのである。

更にC-1-2の書状の束に八通の書状がくるまっていたとする。この場合資料番号はC-1-2-1からC-1-2-8となる。

実際の古文書の整理作業は、固まりや束の中から固まりや束が出てくるといった具合に、群から個へバラしていく作業の連続である。こうした作業の性格上、固まりから次々と出てくる古文書をハイフンで枝番号をつけていく方法が最も適している。

② 資料名　資料名は資料にあらわれるそのままの標題（原標題）を採用する。資料冒頭に「口上」とあれば「口上」を、「乍恐口上」とあれば、その文言を資料名とする。

ただし、これでは資料名として不十分であるため、資料内容から推定した標題を（　）に記す。

それゆえ資料名は「口上（仙北三郡供米袋御免願）」、「乍恐口上（久保田御林方役人猿田村廻村につき）」といった具合になる。

全く標題のない資料の場合は、内容を一読し、その概略を（　）に記す。例を挙げると「（右衛門殿判紙差し添えの廻文申しつけ）」という感じになる。

書状の場合は、形状標題であることを意味する［　］をつけ、「［守屋造酒進書状］」という具合に差出人の名前を記す。しかし、これでは書状の内容がわからないため、内容を一読し、その概略を（　）で括る。従って、「［守屋造酒進書状］（今宮飛騨養子刑部離縁届）」という具合になる。

③ 作成年代　和暦（西暦）月日を記入。資料に、元号のみ、若しくは干支のみ記載されている場合は、それを記入する。

表記はデータ入力を考慮に入れ、算用数字（アラビア数字）とする。

干支は作成年代を特定できない場合のみ採録する。

日記など年代に範囲がある場合、上限と下限を「～」ではさんで記す。

また複数の年代が存在する場合は、下限の枠へ「・」を用いて列挙する。

④ 作成・差出　作成者名・差出名は、資料の記載通りとした。略称・通称の場合、敬称を略すと不自然となる場合は、そのままとした。

⑤ 受取　作成・差出に同じ。

⑥ 資料形状　資料形状のうち判形は、概ね次のように記すことにした。

冊子型資料では、竪帳・横帳・横半・綴・版本など。

書付型資料では、竪紙・切紙・継紙・折紙・罫紙・折本・軸装など。

⑦ 帳数　柿渋などを用いた表紙がついている場合は帳数に含めない。書付型資料の場合は、点数を記入する。

⑧ 資料内容　資料を解読し、主な内容を記入する。

⑨ 備考　基本的に公開利用上、資料理解の助けとなる情報や制約条件となる情報を記入する。また資料の物的または内容的な構成を示す情報を記入する。

データシート記入の際は、原則的に常用漢字を用いることにした。これは、一覧表を作成した際の検索の便を考えてのことである。また、変体仮名についても、漢字表記とせずに現在の仮名遣いとした。

以上のように資料整理の原則と方法を定めて、博物館教室「古文書大學校」を開講し、守屋家資料の整理に着手した。その結果、平成二十三年度から二十五年度の三年間で、四七一点の資料を整理し、仮目録を作成することができた。また、今年度は博物館教室「古文書大學校」と発足したボランティア活動により、三百点以上の資料を整理することができた。

3　資料整理から生じる疑問

平成二十三年度博物館教室「古文書大學校」の教材に使用した未整理資料は、慶応二年（一八六六）の書状や書状の下書きが中心であった。二十三年度から二十五年度にかけて整理した資料四七一点の作成・差出の多い順をあげると、一位は小野岡右衛門（七七点）、二位は守屋造酒進・守屋（四〇点）、三位は大友建吉・大友（二〇点）、四位は払川康蔵（一一点）、五位は川越政司（九点）となる。

このうち大友建吉は、守屋と並んで波宇志別神社の別当を勤めた人物で、別当の職務に関するやりとりがなされている。また川越政司は組下神主で、供米袋・神札・掠といった神主の職務や祭事執行に関するやりとりが中心である。

払川康蔵は秋田藩士小野岡家の家人（三人扶持・給銀六十匁）である。従って払川と守屋との間で交わされる書状は、払川の主人に当たる小野岡右衛門の意向を汲んだものが多い。

小野岡右衛門は幕末秋田藩の家老で、慶応四年（一八六八）戊辰戦争時、秋田藩の藩論を新政府側にすべく決起した砲術所藩士の意見を藩主佐竹義堯に伝え、奥羽列藩同盟の離脱と同盟諸藩との戦争を決断させた人物として有名である。[6] 小野岡が戊辰戦争時の秋田藩の趨勢を決定する大きな役割を成した人物として知られるようになるのは、明治二十二年（一八八九）小野崎通亮による『秋田藩戊辰私記』がきっかけである。そして『秋田藩戊辰私記』以降に編纂された秋田藩維新史の著述は、おしなべて小野岡右衛門が勤王家として描かれるようになる。[7] もっとも小野岡は、小野崎通亮『秋田藩戊辰私記』の編纂に携わっており、そこで砲術所藩士の活躍があってこそ秋田藩は勤王藩になったと証言している。これは言い方を変えると、砲術所藩士の意見を藩主に取り次いだ功績は自分にあったと読み取ることができる。[8]

だが、明治時代の秋田藩戊辰戦争の著述に勤王家として小野岡右衛門像が描かれているとしても、慶応年間若しくは戊辰戦争時の資料から小野岡を論じたものはない。そこで、小野岡の思想形成に守屋造酒進がどのように関与したのかを証明することができれば、秋田藩維新史研究の大きな進歩につながる。

このように期待したのは、次のような書状が出てきたからである。

〈前略〉
一江戸表え参居候アメリカ人、此度公儀え御目見得致候趣、江戸より申参り候侭申遣候。水戸様ニも先日海防御懸御隙明ニて是迄之御辛労筋御賞　御手自御脇さし品御もへ（ママ）御拝領と相成、今度アメリカ官吏御目見被仰付候御都合と相成候。右御伺度猶一寸申上候。
豆州下田表太留（本ノマヽ）之亜墨利か官吏儀、国書持参江戸参上之儀相願候所、右寛永以前英吉利人に度々御目見被仰付候御先蹤も有之、且条約為取替相済候国々使節は、都府え罷越候儀、万国普通常例之趣ニ付、近々当地へ被召寄、途　城拝礼可被仰付との御沙汰ニ候。此段為心得相達候。
八月
右之通申参候。〈後略〉

これは安政四年（一八五七）家老小野岡右衛門が守屋造酒進へ宛てた書状の一文である。[9] 内容はハリスが江戸城登城を申し出た一件について知らせたものである。興味深いのは「太留」という誤字に、小野岡は「本ノマヽ」と側註を付けていることである。江戸時代の大名は、江戸藩邸と国許との間で公用文書のやりとりを行っていたが、小野岡は江戸藩邸から送られてきた通信文の誤字に側註をつけて守屋造酒進へ通知しているのである。見ようによれば、江戸と国許の家老間でやりとりされる機密事項の漏洩ということになる。もっとも、それだけ小野岡と守屋は親密な関係にあったともいえ、両者の会合の折には、時事に関する論議が交わされたかもしれない。

小野岡から守屋に宛てられた書状で最も多いのは「すぐにお会いしたい」とか「お会いしてくれてありがとう」という類いの書状である。もし守屋造酒進が八沢木に住んでいるのであれば「すぐにでも」という面会の依頼に応えることができたのであろうか。この疑問は筆者のみならず、整理作業にあたった全員に浮かんできた。しかしこの疑問は、整理を進めていくうちに解決した。それは、小野岡から守屋に宛てられた書状に、守屋造酒進が久保田城下の大山鉄之助宅に寄寓していることが書かれたものが出てきたからである。ここから、幕末時、守屋造酒進は、久保田城下の大山鉄之助宅にも居たことがわかった。

ところが、ここで受講者から疑問の声が発せられた。秋田藩の家老と親しく交わる書状を何十通も見れば見るほど、巷間言われるところの守屋家の歴史と自分たちの眼前にある資料の内容がかけ離れているというのである。

『大森町郷土史』[10]を見ると、幕末の守屋家について次のように書かれている。

二十七代　勝貞

嘉永六年正月三日居宅焼失、保呂羽山参詣止宿人百余名焼死、藩主御判物宝物焼失したる不取締りの罪により、藩法律を以て庶人に下し、国境岩館に追放となる。

と、これから完全に大友一人神主となった。このように各々の言い分を主張しているが、結局は守屋氏失火の大失態があり、追放となって、両者の争いが終わりを告げたのである。

右のうち「各々の言い分」とあるのは、大友・守屋それぞれの由緒の違いを意味し、ここから波宇志別神社別当職の正統性をめぐる大友・守屋の争いは、嘉永六年（一八五三）守屋家居宅焼失による岩館追放により決着がついたとある。

また、横手市大森町八沢木の波宇志別神社の近くに、嘉永六年（一八五三）の守屋家居宅火災により焼死した人たちが埋められた「百人塚」がある。その説明板には次のように書かれている。

大森町指定文化財　百人塚　昭和五十一年三月三十一日指定

嘉永六年（一八五三）正月三日の晩、保呂羽山波宇志別神社神主守屋勝貞宅（八沢木字宮脇）に保呂羽山山開き（正月四日朝）の参詣人数百人が止宿した。夜半火災がおこり、雪囲いのため百余人が焼死した。

この罪により守屋家は家禄没収、神主ひ免、国境岩館追放となったがこの焼死体を埋葬したのがこの百人塚である。

平成三年三月　　大森町教育委員会

波宇志別神社のある旧大森町の自治体史や現地の案内板には、守屋家は嘉永六年の火災により、別当職の地位と家禄を失い、岩館に追放となり、これがために波宇志別神社は大友家が守護することになったとある。

▲［石碑］百人塚

では、罪人として処罰された守屋家の人物が久保田城下に暮らし、慶応年間家老と親しく通行しているのはなぜか。

通説と眼前に現れた古文書の内容の相違。

この疑問を解決するには、火災とそれ以後の守屋左源司の足跡を知る必要がある。そこで平成二十六年度「古文書大學校」では、資料整理と平行して、嘉永六年守屋家居宅焼失について記されている守屋左源司勝貞の「御用日記」(357-5047)を読み、翻刻を本報告に掲載した。日記の詳細については、そちらに譲るが、日記の文面から火事を出した守屋左源司の実家が秋

田藩士平野家（百四十六石）であることや、三月をめどに大山家から養子を迎える話が書かれている。

この日記に続く「御用日記」（357-5046）（嘉永六年二月五日～三月二十六日）を見ると、三月十三日条に領外追放が申渡され、翌十四日条に大山鉄之助の弟が家を継ぐことになったことが記されている。

つまり、火災の責任を問われて追放されたのが守屋左源司勝貞、追放に伴い家を継いだのが大山鉄之助の弟・守屋造酒進ということになり、小野岡右衛門と交流した守屋造酒進は追放された左源司と異なることを確認することができた。

また今年度の整理では「「包紙」御用物 明治二巳巳年三月 守屋勝承」に一括されていた文書から次の資料を見つけた。

守屋造酒進

此度御一新ニ付、三国社神主社人大頭大友建吉壱人勤ニ被仰付、依之格段之御取調を以、神職被抜置、近進並ニ被召立、久保田引越被仰付候。

三月

この資料には「（守屋造酒進近進並召立の命令）」（D-2-2-6）と名づけたが、ここには、守屋造酒進が秋田藩士（近進並）に取り立てられたことが記されている。また、身分上昇に伴い、久保田への引っ越しと神主の職務を辞めるよう命じられている。

守屋造酒進は、嘉永六年（一八五三）秋田藩士大山家から守屋家へ養子となって入った人物である。元々出自が秋田藩士だった守屋造酒進は、明治二年三月に再び藩士になったのである。その後、造酒進は、明治四年（一八七一）の廃藩置県に伴い県庁に出仕する。本稿提出期日の直前である一月十四日に整理した資料には、県庁職員として明治十四年（一八八一）明治天皇御巡幸の準備に携わっていたことを示す資料が出てきた。

くり返しになるが、これまで嘉永六年（一八五三）の守屋家屋敷の火災は、守屋氏が領外追放処分を受けたことで波宇志別神社の別当が守屋・大友氏の両家から大友氏のみになるきっかけとして捉えられてきた。

だが「博物館教室　古文書大學校」の実習と「古文書整理ボランティア」の活動により、守屋家屋敷の火災に関する藩庁の処分は、守屋左源司の追放のみで、左源司に代わって当主となった造酒進は、大友氏と共に社家大頭を勤めたことがわかった。そして守屋家が神職から離れたのは、明治二年（一八六九）に秋田藩士に召し立てられたことがきっかけであり『大森町郷土史』や「百人塚案内板」にあるように、守屋家は火災を機に神職を離れたとか、家禄没収となったとか、大友家の一人神主となった等の説は誤りであると指摘することができる。

もっとも、大友氏と共に社家大頭に任じられる守屋家の当主に、何故、左源司・造酒進と二代続いて秋田藩士が養子に入ったのかは、わからない。武家の子弟が、簡単に神主の職務を覚えるのは容易ではないと思われるが、この点については、今後の整理作業の進捗と共に解明することができればと思っている。

おわりに

今年度発足した「秋田県立博物館友の会 古文書整理ボランティア」では、守屋家資料の整理、守屋左源司「御用日記」の翻刻、波宇志別神社のある横手市大森町谷沢木地区の現地調査を行った。

現地調査では、大森町郷土研究会の赤川與之助氏を講師に迎え、波宇志別神社神楽殿、守屋氏屋敷跡、守屋氏歴代墓所、ほろわの里資料館、大友家里宮、百人塚、守屋左源司墓地、明治十三年創建の波宇志別大神社を見学した。

また「博物館教室 古文書大學校」では、秋田市内で表装店を営まれる木村明夫氏を講師に迎え、古文書修復の実習を行った。

誰も見たことのない古文書を開くと、従来語られてこなかった新たな歴史像が私たちの眼前に広がる。しかしそれは、くずし字の解読という技量を得た人にのみ許されることでもある。

秋田県立博物館では、くずし字解読の初歩から教える教室を開講している。また、秋田市内では秋田県公文書館や秋田市立図書館明徳館においてもくずし字解読の教室や講座がひらかれていたり、秋田姓氏家系研究会を始め在野の研究団体も存在している。

ぜひ、一人でも多くの方がくずし字解読の基礎を身につけ、秋田県立博物館友の会に入会し、古文書整理ボランティアの活動に参加されんことを願う次第である。

＊守屋家資料の調査に際しまして、大森町郷土研究会の佐藤克男氏、赤川與之助氏、朝川順子氏、そして守屋伊恭氏、守屋貞一氏、佐々木尊広氏、佐々木信行氏、長谷山健志氏、山本達行氏のほか、守屋造酒進末裔の守屋忠勝氏、齋藤頼子氏から多大なる御協力と御支援を頂きました。この場をお借りして感謝申し上げます。

註

（1）『秋田県史　第三巻　近世編下』（秋田県、昭和四十年）五三一頁、『大森町郷土史』（大森町、昭和五十六年）七四九頁
（2）『大森町郷土史』（大森町、昭和五十六年）七四五頁
（3）『秋田県立博物館収蔵資料目録-歴史Ⅱ』（昭和五十六年、秋田県立博物館）
（4）前掲註（2）
（5）新野直吉・渡部綱次郎『大森町の誇り　波宇志別の近世国学』（大森町、平成八年）
（6）『秋田県史　第四巻　維新編』（秋田県、昭和三十六年）
（7）拙稿「明治時代における秋田藩維新史像の形成」（『日本歴史』七七四、二〇一二年）
（8）拙稿「秋田藩維新史における「砲術所藩士活躍説」の誕生」（渡辺英夫編『秋田の近世近代』高志書院、二〇一五年所収）
（9）「[右衛門書状]（アメリカ官吏国書持参を願い出た一件を報告）」C-6-2-5
（10）前掲註（2）七四七頁

▲古文書整理 作業風景

▲八沢木現地調査 神楽殿にて

▲古文書修復 実習風景

▲八沢木現地調査 守屋家屋敷跡